(別紙1) 仕様書

1 委託業務名

令和5年度就職氷河期世代ひきこもり支援窓口周知事業

2 業務概要

(1)業務内容

静岡県及び県内市町が設置するひきこもり支援窓口等の周知を目的とし、インターネット上で「ひきこもり 相談」「ひきこもり 窓口」等のキーワードを検索した者に対する検索連動型広告の実施。

- (ア) 実施期間は、原則として令和5年5月1日から令和6年3月31日までとする。
- (イ)対象地域は静岡県内のみとする。
- (ウ)検索キーワードについては、静岡県と協議の上、決定する。
- (エ)検索キーワードごとのインプレッション数、クリック数を翌月 20 日までに報告すること。
- (オ) 原則として、毎月以下のクリック数を最低限の達成回数として設定する。 クリック数=30回
- (カ) 広告のランディングページは、「静岡県精神保健福祉センター ひきこもり支援」とする。

※静岡県 精神保健福祉センター ひきこもり支援
https://www.prof.chiguoka_ip/konkofukushi/shogaifukushi/soishinho

https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/seishinhoken/1004161/1033822.html

- (2) 広告費設定額(掲載する媒体に支払う経費)600,000円(税抜き) ※媒体ごとの経費は、静岡県と協議の上決定する。
- (3) 業務実施にあたっての留意事項

ア業務の細部については、別途静岡県と協議の上で決定すること。

イ 本事業実施に係る全ての成果物の著作権は静岡県に帰属すること。

3 受託者の責務

- (1) 受託者は、本仕様書の内容及び関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、故意又は過失により、障害福祉課又は第三者に損害を与えたときは、その賠償責任を負わなければならない。
- (3) 受託者は、業務の履行に際しては、静岡県の相談業務の公共性に鑑みて常に相談者 の立場を考慮し、信頼を確保しなければならない。
- (4) 受託者及び職員(従事者を含む)は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。これは、契約の解除及び期間終了後においても同様とする。
- (5) 受託者は、地方公務員法(昭和25年法律261号)第16条(欠格条項)に該当する者を業務に従事させてはならない。
- (6) 受託者は、受託管理責任者、相談責任者及び相談員に対し、法令に基づく事業者としてのすべての義務を負うものとする。
- (7) 受託者は、本仕様書等で不明な点がある場合又は疑義が生じたときは、委託者と協議してこれを定めるものとする。

4 その他留意点等

- (1) 複数の企画提案は認めない。
- (2) 提案企画は、本事業の目的及び開催方針に沿うよう留意すること。
- (3) 本企画案にかかる一切の経費は提案者の負担とする。
- (4) 経費の見積り・積算にあたっては、①広告出稿費、②広告設定費、③広告運用・管

理費に係る手数料を区分して積算すること。